

平成26年度財政援助団体監査の結果に基づく措置内容

ひたちなか市中学校体育連盟補助金

所管課（学務課）

団体名（ひたちなか市中学校体育連盟）

監査の結果	監査の結果に基づく措置内容
<p>団体の会計処理において、立替払いで数ヶ月後に精算しているもの、支出の根拠となる請求書や領収証等の証拠書類が不備なもの、収入・支出伝票が起票されていないものなどが見受けられた。また、全ての伝票において、責任者等の決裁が無いなど、会計処理上の責任体制も確立されていないことから、今後これらの状況を改善するため、会計規程など事務手続きに関する諸規程の整備について、適切な指導監督をされたい。</p>	<p>当該団体に対し、平成27年度総会において会計規程など事務手続きに関する諸規程を制定するとともに、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>市が補助対象としている事業の内、小学校陸上記録会については、団体の規約や事業計画に記載されておらず、また、実際の運営も市教育研究会体育・保健体育研究部が行っているなど、事業主体が不明確であるので、団体と協議調整を図られたい。</p>	<p>当該団体と協議調整した結果、小学校陸上記録会に関し団体の規約や事業計画に明記するとともに、市教育研究会体育・保健体育研究部と調整し、共催等の方法により事業主体の明確化を図ることとしました。</p>
<p>団体では毎年度、年度当初に大きな事業を実施しており、補助金が交付されるまでの間、運営資金の立替払いが生じていることから、これらのリスクを低減化するためにも、補助金の早期交付等について、所管課及び団体相互の検討調整を図られたい。</p>	<p>当該団体と検討調整した結果、補助金の早期交付を行うため、毎年度5月上旬に開催する総会前に予算案の内容で補助金の申請を受け、速やかに交付した後、団体の決算後に提出する補助金の実績報告書で確認することとしました。</p>
<p>平成26年11月11日提出</p>	<p>平成26年11月18日公表</p>